

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページ又は電子調達システムからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送により必ずご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

<宛 先>

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課 会計第1係
MAIL: miyazakikaikei@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約
---------	---------------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム (いずれかにチェック) <input type="checkbox"/> 紙入札	

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年3月9日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 福原 正

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子調達システムの利用

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式による入札を認める。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でB、C、又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。

(7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(8) 入札日時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
- ①契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
 - ②契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
 - ③契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
 - ④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (12) 令和8年2月現在で、過去3年間以内に点検業務を元請し、空調設備機器の点検業務の実績を証明できる者であること。
- (13) 当方より緊急連絡（機器障害発生等）があつた場合に、該当官署に原則2時間以内に到着し、処置を行うことができる者であること。

3 競争執行の場所及び日時等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係 電話 0985-38-8820
宮崎労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>)
「お役立ち情報」→「調達・売払情報」→「入札情報」→「2025年度」
電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>
- (2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3(1)に同じ
- (3) 入札説明書交付期間
令和8年3月9日（月）から令和8年3月25日（水）まで
- (4) 競争参加資格確認関係書類の受領期限及び提出場所
受領期限 令和8年3月25日（水）17時00分
提出場所 3(1)に同じ
- (5) 入札書の受領期限及び提出場所
受領期限 令和8年3月25日（水）17時00分
提出場所 3(1)に同じ
- (6) 開札の日時及び場所
日時 令和8年3月26日（木）14時00分
場所 宮崎労働局総務部総務課会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、宮崎労働局から仕様書の交付を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札の条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。原則、電子契約による。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、会計法第29条の6の規定により、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格の入札者を落札者としがない場合がある。

(7) 契約締結について

契約締結日までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等に変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

(8) 手続における交渉の有無
無

(9) その他

詳細は入札説明書による。

仕 様 書

1 調達件名

令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約

2 目的

空調設備機器の機能を常に安全かつ良好な状態に維持するとともに、経済的・効率的利用を図ることを目的とする。

3 契約履行場所

別表「対象官署一覧」のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

5 仕様内容

(1) 保守業務について

別添1「保守業務作業仕様書」のとおり

(2) 簡易点検・定期点検について

別添2「簡易点検・定期点検作業仕様書」のとおり

(3) 保守業務及び定期点検の対象機器

別添3「対象機器一覧①～⑪」のとおり

なお、「型式・仕様」に記載されているのがセットの型番ではなく、室外機・室内機等一部のみを指す型番であったとしても、セット全体が対象となる。

(4) 対象機器の保守・点検等に必要な器具、機械及び消耗品等に係る一切の費用は、契約業者の負担とする。

(5) 仕様書に記載のない事項であっても、上記2のために必要と認められる作業については、契約業者は契約金額の範囲内で実施しなければならない。

(6) 契約期間中の対象機器の増減については、契約金額の範囲内で対応すること。ただし、対象官署ごとの著しい増減（±50%以上）については、別途協議することとする。

6 施設・設備の使用等に関する事項

(1) 作業実施に当たって必要な水、電気については当局より提供するので、節水・節電を心掛けること。その他の有償項目については、双方協議を行う。

- (2) 作業の際は、常に整理整頓を心掛けるとともに、建築物、設備及び物品等に損害を及ぼすことのないよう十分注意し、万一損害を与えた場合は直ちに各官署の担当者に報告の上、原状回復をすること。なお、原状回復に要した費用は契約業者において負担すること。

7 記録と報告

- (1) 作業終了後は、5 (3) に準じた「対象機器一覧」を作成し、「保守・点検結果報告書」(任意様式) と共に該当官署及び宮崎労働局総務部総務課会計第二係 (以下「会計第二係」という。) へ提出すること。また、清掃作業については、作業前及び作業後のカラー写真 (作業状況がはっきりと確認できるもの) を会計第二係へ提出すること。
- (2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法) に基づく機器ごとの「記録簿」を作成すること。
- (3) 「保守・点検結果報告書」(任意様式) は、点検項目・判断基準 (規定値)・結果・判定の各項目を必ず記載すること。
- (4) 業務中に異常等を発見した場合は、「保守・点検結果報告書」(任意様式) とともに、「点検不良箇所一覧表」(任意様式) を作成し、不良箇所のカラー写真を添付の上、会計第二係へ提出すること。
- (5) 業務中に発見した異常について修理等が必要な場合は、速やかに該当官署担当者及び宮崎労働局総務部総務課会計第一係 (以下「会計第一係」という。) に連絡をし、異常への対処方法を明記した見積書を作成し、会計第一係へ提出すること。見積書の宛名は「支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長」とすること。ただし、宮崎地方法務局高鍋出張所分は、見積書の宛名を「支出負担行為担当官 宮崎地方法務局長」とすること。
なお、契約外の有償補修については、原則として別途見積合わせ等を実施した上で、契約業者を決定する。
- (6) 成果物の確認・検査について
- ① 仕様書に則って、上記 (1) ~ (4) を提出すること。委託者から指示があった場合は、品質保証を客観的に証明する資料 (写真等) を、併せて提出すること。
 - ② 検査の結果、全部又は一部に不合格が生じた場合、受注業者は直ちに必要な修復を行い、指定した日時までに、修正が反映されたものを納品すること。

8 機密保持及び作業員に関する事項

- (1) 契約業者は、作業員の身元、風紀、衛生及びその他規律に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 作業員には制服を着用させ、氏名を明示させること。
- (3) 作業中に知り得た行政情報は部外秘とし、個人情報等の漏洩が起らないようにすること。
- (4) 契約業者は、作業員に対して安全衛生及びその他業務上、必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。

- (5) 各官署の職員の業務及び来客者の通行等に極力支障が生じないように留意するとともに、機器を操作する際は十分に安全確認を行い、事故のないようにすること。万一、作業中に事故が発生した場合は、事故の大小に関わらず各官署の担当者に報告し、契約業者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、契約業者がその責任を負うこと。

9 再委託

業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行うことはできず、業務の一部の再委託に当たっては、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、一括して再委託することはできない。

また、契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。なお、再委託を行う場合は、書面にて労働局に申し出た上で承認を得る必要があるが、再委託の承認に係る書類については、支出負担行為担当官が定める契約書によるものとし、契約締結後に交付する。

10 仕様書等に対する質疑及び回答について

- (1) 文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには疑義を全て解消しておくこと。問い合わせは、下記13あてに行うこと。
- (2) 重要な質疑等の回答については、「入札関係受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出した者全てに電話等により質疑内容及び回答を通知する。

11 請求及び代金の支払いについて

- (1) 当方の検査職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 請求書の宛名は「**官署支出官 宮崎労働局長**」とすること。ただし、宮崎地方法務局高鍋出張所分は、「**官署支出官 宮崎地方法務局長**」とすること。また、請求書の余白に代金振込先金融機関を記載すること。
- (3) 代金の請求は、前期（令和8年9月30日まで）及び後期（令和9年3月31日まで）について、それぞれ契約額の100分の50を請求するものとする。請求書については、労働局分と法務局分は別々に作成し、別表「対象官署一覧」に記載されている官署ごとの内訳を記載すること。
- (4) 代金の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。

12 その他

- (1) 契約締結に当たっては、宮崎労働局、宮崎地方法務局との連名契約となることを了承すること。
- (2) 落札者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し出ることにはできない。

1 3 本件担当及び問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局 総務部 総務課 会計第一係 電話 (0985) 38-8820

対象官署一覧

労働局分

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
宮崎労働局	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎内	0985-38-8820
宮崎労働基準監督署	880-0813	宮崎市丸島町1-15	0985-29-6000
延岡労働総合庁舎	882-0872	延岡市大貫町1丁目2885-1	0982-32-5435
日南労働基準監督署	887-0031	日南市戸高1丁目3番17号	0987-23-5277
宮崎公共職業安定所	880-8533	宮崎市柳丸町131	0985-23-2245 (51#)
ハローワークプラザ宮崎	880-2105	宮崎市大塚台西1丁目1-39	0985-61-4141
日向公共職業安定所	883-0041	日向市北町2丁目11番地	0982-52-4131
日南公共職業安定所	889-2536	日南市吾田西1丁目7番23号	0987-23-8609
高鍋公共職業安定所	884-0006	児湯郡高鍋町大字上江字 高月8340 高鍋合同庁舎内	0983-23-0848
小林公共職業安定所	886-0004	小林市細野367-5	0984-23-2171

法務局分

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
宮崎地方法務局 高鍋出張所	884-0006	児湯郡高鍋町大字上江字 高月8340 高鍋合同庁舎内	0983-23-0352

保守業務作業仕様書

- 1 会計第一係又は各官署担当者より、空調設備の不具合について連絡を受けた場合は、原則2時間以内に技術者を派遣し、必要な措置を取ること。
- 2 会計第一係又は各官署担当者より連絡を行う時間に関しては、原則、各施設の開庁時間（8時30分から17時15分）とする。ハローワークプラザ宮崎については、平日が9時30分から18時00分、土曜日が10時00分から17時00分とする。
- 3 一時対応処置後、別途整備や修理が必要な場合は、会計第一係へ連絡の上、協議を行うこととする。
- 4 保守の範囲は以下のとおりとする。
 - ・汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - ・取付不良、動作不良、ずれ等がある場合の調整
 - ・ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
 - ・次に示す消耗部品の交換又は補充
(潤滑油、グリス、充填油、ランプ類、ヒューズ、パッキン、ガスケット、
Oリング類、精製水等)
 - ・接触部分、回転部分等への注油
 - ・軽微な損傷がある部分の補修
 - ・塗装（タッチペイント）
 - ・その他これらに類する軽微な作業
- 5 フロン類を使用している機器は、フロン排出抑制法及び特定家庭用機器再商品化法を遵守の上適切に取り扱い、漏えい防止に努めるものとする。

簡易点検・定期点検作業仕様書

- 1 フロン排出抑制法対象機器については、同法に基づく3か月に1回以上の簡易点検及び定期点検を実施すること。簡易点検及び定期点検のうち、時期が重なるものは通常の点検と併せて行って良い。
- 2 本仕様で点検箇所該当しても被覆材に覆われている等、作業に相当な労力を要する場合は、委託者の判断により作業を省略することができる。ただし、周辺の状況から判断して、明らかに不良の状態にあると認められる場合は、その旨を委託者に報告し、その指示に従うものとする。
- 3 本仕様に記載がない事項であっても業務上当然必要と判断される事項については、点検・調整・整備を行う。
作業に当たって必要な養生及び作業後の養生撤収を行うこと。
- 4 点検内容は以下のとおり
 - (1) フロン排出抑制法に基づく簡易点検
製品からの異音、製品外観（配管を含む）の損傷、腐食、錆び、油にじみ、熱交換器の霜付き等の冷媒漏えいの兆候の有無
 - (2) フロン排出抑制法に基づく定期点検
直接法や間接法による専門的な冷媒漏えいの検査
 - (3) 通常の点検
 - ア 全熱交換器
定期点検・・・期間中2回実施
 - ・作業前点検（本体損傷の有無）
 - ・外観点検（据付状態の良否、周囲環境の良否）
 - ・エレメント・プレフィルターの点検
 - ・送風機系統点検（本体脱着、異音、汚れ等脱離の確認）
 - ・フィルター清水洗浄
 - ・作業終了時点検（本体復旧、運転確認）
 - イ パッケージエアコン（空冷ビルマルチエアコン、空冷ヒートポンプエアコン、S-ラウンドフロー、業務用エアコン）
シーズン時点検・・・期間中2回実施
 - ・作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
 - ・電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）

- ・冷媒系統点検（ガスリークテスト、冷媒配管外点検）
- ・送風機系統点検（異音・異常振動の有無、ファンローター点検、ベルト・プーリー点検）
- ・熱交換器系統点検（ファンコイル点検、フィルター点検清掃）
- ・保安装置点検（高圧動作試験）
- ・排水系統点検（ドレンパン点検清掃）
- ・運転状況点検（異音・異常振動の有無、計器による総合判定、熱交換状況の判定、各部温度測定、制御機能の判定）
- ・本体外面及び、周囲の天井の清掃（直径2 m以内）
- ・作業終了時点検（スイッチ・設定の確認）

ウ 空冷エアコン（ルームエアコン）

シーズン時点検・・・期間中2回実施

- ・作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- ・電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）
- ・送風機系統点検（運転音・振動の有無、ファンローター点検、ベルト・プーリー点検）
- ・熱交換器系統点検（ファンコイル点検、フィルター点検清掃）
- ・排水系統点検（ドレンパン点検）
- ・運転状況点検（異音・異常振動の有無、計器による総合判定、熱交換状況の判定、各部温度測定、制御機能の判定）
- ・本体外面及び、周囲の天井の清掃（直径2 m以内）
- ・作業終了時点検（スイッチ・設定の確認）

エ 送風機・排風機（片吸込シロッコファン、斜流送風機、ミニシロッコファン、その他ファン類）

冷房中間時点検、暖房中間時点検・・・期間中各2回実施

- ・作業前点検（運転状況の把握、本体腐食損傷の有無）
- ・据付状態の点検（本体据付状態、防振装置異常の有無、カバー等据付状態、支持金物等点検）
- ・電気系統点検（絶縁抵抗測定、各端子増し締め、盤内点検清掃）
- ・送風機点検（ファンローター点検、軸受点検清掃、ベルト・プーリー点検調整）
- ・付属部点検（ダクト・ダンパー類点検、吸込口・吹出口、エアフィルター点検清掃）
- ・制御回路点検調整（各制御機器、制御配線）
- ・運転調整・データ採取（異音・異常振動の有無、回転方向の確認、搬送状況の判定、各計器による総合判断）
- ・作業終了時点検（カバー清掃、スイッチ・設定の確認）

オ 空気清浄機

シーズン時点検・・・期間中2回実施

- ・作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- ・電気系統点検
- ・送風系統点検
- ・空気清浄装置点検（フィルター点検、清掃）
- ・運転状況点検（異音・異常振動の有無、運転調整点検）
- ・作業終了時点検（外面清掃、スイッチ・設定の確認）

カ 給水ポンプ

暖房シーズン前点検・・・期間前1回実施

- ・作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- ・圧力センサ、フローチェッキ、電動機の制御盤接続コネクタの点検（ほこり等が付着している場合は清掃）
- ・その他消耗部品点検（圧力タンクや制御盤等。必要に応じて増し締めを行う。）
- ・運転状況点検（異音・異常振動の有無、運転調整点検）
- ・作業終了時点検（外面清掃）

キ 加湿用タンク

暖房シーズン前点検・・・期間前1回実施

- ・作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- ・受水槽内の清掃、消毒
- ・浮子玉、継ギザオ点検。必要に応じて増し締めを行う。
- ・その他部品点検（フロートスイッチ、ボールタップ、配管等。）
- ・運転状況点検（異音・異常振動の有無、運転調整点検）
- ・作業終了時点検（外面清掃）

対象機器一覧①

宮崎労働局

機器名	型式・仕様	室外機 台数	室内機 台数	備考	フロン排出抑制法		
					簡易 点検	定期 点検	定格出力 (kw)
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-P160GG(三菱電機) 冷媒:R407C	1	3	2F:安全衛生室 2F:監督課 2F:賃金室	○		3.10
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-AP80HVM2(日立) 冷媒:R410A 2.2kg	1	1	2F:労災補償課	○		1.38
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP45BAT(ダイキン) 冷媒:R410A 1.4kg	1	1	2F:庶務室	○		0.99
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP40BAT(ダイキン) 冷媒:R410A 1.4kg	1	1	2F:労働基準部長室	○		0.84
空冷ヒートポンプエアコン	PCZR-P160GG(三菱電機) 冷媒: kg	1	2	2F:労働補償課分室	○		7.5未満
ルームエアコン	CU-284DFL(パナソニック) 冷媒:R32 0.64kg	1	1	2F:労働補償課分室	○		7.5未満
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP45KA11(三菱電機) 冷媒:R32 1.8kg	1	1	2F:労働基準部長室	○		0.90
ルームエアコン	内機)CS-BA22M-W(ナショナル) 冷媒: kg	1	1	2F:労働補償課分室	○		7.5未満
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-112HVM4(日立) 冷媒:R410A 2.9kg	1	1	2F:労働保険徴収室1	○		1.80
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-112HVM4(日立) 冷媒:R410A 2.9kg	1	1	2F:労働保険徴収室2	○		1.80
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP160BA(ダイキン) 冷媒:R410A 3.7kg	1	2	2F:通信機械室 ACP-9	○		2.90
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP45BAV(ダイキン) 冷媒:R410A 1.4kg	1	1	2F:情報公開開示室	○		0.99
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP45BAV(ダイキン) 冷媒:R410A 1.4kg	1	1	2F:総合労働相談室2	○		0.99
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-AP80HVM2(日立) 冷媒:R410A 2.2kg	1	1	2F:企画室	○		1.38
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP140BA(ダイキン) 冷媒:R410A 2.4kg	1	1	2F:総合労働相談室1	○		3.70
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-AP80HVM2(日立) 冷媒:R410A 2.2kg	1	1	3F:男子休憩室	○		1.38
ルームエアコン	R403AEP(ダイキン) 冷媒:R32 0.6kg	1	1	3F:女子休憩室1	○		1.10
ルームエアコン	R403AEP(ダイキン) 冷媒:R32 0.6kg	1	1	3F:女子休憩室2	○		1.10
ルームエアコン	MUS-GV402S(三菱電機) 冷媒:R410 0.8kg	1	1	4F:休憩室	○		1.10
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP140LA8(三菱電機) 冷媒:R32 3.0kg	1	2	4F:雇用環境均等室	○		3.90
ルームエアコン	R223AES(ダイキン) 冷媒:R32 0.48kg	1	1	4F:喫煙室	○		0.60
ルームエアコン	R223AES(ダイキン) 冷媒:R32 0.48kg	1	1	4F:打合せ室	○		0.60
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP224BA(ダイキン) 冷媒:R410A 5.9kg	1	2	4F:労働基準部大会議室 外機:RF ACP-4	○		3.87
ルームエアコン	R283AES(ダイキン) 冷媒:R32 0.6kg	1	1	4F:労働基準部小会議室	○		0.75

対象機器一覧①

宮崎労働局

機器名	型式・仕様	室外機 台数	室内機 台数	備考	フロン排出抑制法		
					簡易 点検	定期 点検	定格出力 (kw)
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP224BA(ダイキン) 冷媒:R410A 5.9kg	1	2	5F:共用会議室 外機:RF ACP-8	○		3.87
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-AP56HVM4(日立) 冷媒:R410A kg	1	1	5F:職業安定課	○		0.95
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-AP56HVM4(日立) 冷媒:R410A kg	1	1	5F:職業安定課	○		0.95
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-AP56HVM4(日立) 冷媒:R410A kg	1	1	5F:職業安定課	○		0.95
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-AP56HVM4(日立) 冷媒:R410A kg	1	1	5F:職業対策課	○		0.95
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-AP56HVM4(日立) 冷媒:R410A kg	1	1	5F:職業対策課	○		0.95
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-AP56HVM4(日立) 冷媒:R410A kg	1	1	5F:職業対策課	○		0.95
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-AP56HVM4(日立) 冷媒:R410A kg	1	1	5F:職業対策課	○		0.95
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP160BA(ダイキン) 冷媒:R410A 3.7kg	1	2	5F:総務課 外機:RF ACP-5	○		2.90
空冷ヒートポンプエアコン	(ダイキン) 冷媒: kg	1	1	5F:総務課部長室 外機:RF ACP-6	○		
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP40BA(ダイキン) 冷媒: kg	1	1	5F:局長室 外機:RF ACP-7	○		
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP56KA14(三菱電機) 冷媒:R32 1.8kg	1	1	5F:総務課	○		1.20
ルームエアコン	R403AEP(ダイキン) 冷媒:R32 0.6kg	1	1	5F:総務課会計機械室	○		1.10
ルームエアコン	R403AEP(ダイキン) 冷媒:R32 0.6kg	1	1	5F:総務課会議室	○		1.10

対象機器一覧②

宮崎労働基準監督署

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
ビル用マルチエアコン	PUHY-P335CM-E(三菱電機) PAC-1 冷媒: R410 3相 200V 室内機: PLFY-P90BM-E1 ×4 天井型	4 (室内機)	1階 事務室×4 屋上	○	○	8.6
ビル用マルチエアコン	PUHY-P224CM-E(三菱電機) PAC-2 冷媒: R410 3相 200V 室内機: PLFY-P112BM-E1 ×2 天井型	2 (室内機)	2階 会議室×2 屋上	○		5.4
ルームエアコン	R36KRXS(ダイキン) 冷媒: 410 室内機: F36KTRXS-W 壁掛型	1	1階 OCR室 1階 屋外	○		
ルームエアコン	SRC208(三菱重工) 冷媒: R22 単100V 室内機: SRK208-W 壁掛型	1	1階 流し奥(和室) 1階 屋外	○		
ルームエアコン	CU-BYG25K(松下) 冷媒: R22 単100V 室内機: CS-BYG25K-W 壁掛型	1	1階 カラーコピー室 1階 屋外	○		
ルームエアコン	RAS-251JATS(東芝) 冷媒: R22 単100V 室内機: RAS-251JTS 壁掛型	1	1階 相談医室 1階 屋外	○		
ルームエアコン	CS-252DFL(パナソニック) 冷媒: R32 壁掛型	1	1階 西側相談室 1階 屋外	○		
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-J40SGA(三菱電機) 冷媒: R22 単200V 室内機: TKA-J40FA 壁掛型	1	1階 モノクロコピー室 1階 屋外	○		1.2
ルームエアコン	CU-401DFL2(パナソニック) 冷媒: R22 単100V 室内機: CS-401DFL2-W 壁掛型	1	2階 署長室 1階 屋外	○		
ルームエアコン	CU-BG22T(松下) 冷媒: R22 単100V 室内機: CS-BG22T-W 壁掛型	1	2階 女子更衣室 1階 屋外	○		
ルームエアコン	CU-BA22M(松下) 冷媒: R22 単100V 室内機: CS-BA22M-W 壁掛型	1	2階 男子更衣室 1階 屋外	○		
ルームエアコン	A0-R25K(富士通) 室内機: AS-R25K-W 壁掛型	1	2階 共済事務室 1階 屋外	○		
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-P50HVR1(日立) 冷媒: R407 3相200V 室内機: RCIS-P50K2 天井型	1	2階 業務課 1階 屋外	○		1.2
排風機	CLF NO.2(テラルキョクトウ) F-1 0.4Kw ベルト掛(A-61×2) 3相 200V	1	トイレ 屋上ファン室	○		
排風機	CLF NO.1(テラルキョクトウ) F-2 0.4Kw ベルト掛(A-37×1) 3相 200V	1	印刷室 屋上ファン室	○		
排風機	CLF NO.1/2(テラルキョクトウ) F-3 0.4Kw ベルト掛(A-48×1) 3相 200V	1	湯沸室 屋上ファン室	○		
ルームエアコン	CU-EX227A(松下) 単100V 室内機: CS-EX227A-W 壁掛型	1	1階 東側相談室 1階 屋外	○		

(別添3-3-1)

対象機器一覧 ③

延岡労働総合庁舎

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP80HA11 (三菱電機) ACP-11 室内機: PL-ERP80EA9	1	1階小会議室 屋上	○		1.60
空冷ヒートポンプエアコン	PUHY-P335DMG7 (三菱電機) ACP-21 室内機: PLFY-P140EMG8 ×2	2 (室内機)	2階会議室×2 屋上	○	○	8.19
ビル用マルチエアコン	室外機: PUHY-P500DMG7 (三菱電機) ACP-1	1	1階系統 屋上	○	○	15.2
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (2方向)	室内機: PLFY-P22LMG7 (三菱電機) ACP-1A	1	1階キッズコーナー	○		
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (2方向)	室内機: PLFY-P36LMG7 ×2 (三菱電機) ACP-1B	2	1階自己検索PC室×2	○		
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (4方向)	室内機: PLFY-P45EMG8 ×7 (三菱電機) ACP-1C	7	1階事務室×7	○		
ビル用マルチエアコン	室外機: PUHY-P400DMG7 (三菱電機) ACP-2	1	2階系統 屋上	○	○	10.7
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (2方向)	室内機: PLFY-P22LMG7 (三菱電機) ACP-2A	1	2階適正検査室	○		
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (2方向)	室内機: PLFY-P36LMG7 (三菱電機) ACP-2B	1	2階男子休憩室	○		
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (2方向)	室内機: PLFY-P56LMG7 (三菱電機) ACP-2C	1	2階女子休憩室	○		
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (1方向)	室内機: PMFY-P36BMG7 (三菱電機) ACP-2D	1	2階印刷室	○		
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (4方向)	室内機: PLFY-P45EMG8 ×3 (三菱電機) ACP-2E	3	2階所長室、2階事務室×2	○		
ビル用マルチエアコン	室外機: PUHY-P335DMG7 (三菱電機) ACP-31	1	3階系統 屋上	○	○	8.19
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (2方向)	室内機: PLFY-P28LMG7 (三菱電機) ACP-31A	1	3階個別労働紛争相談室	○		
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (2方向)	室内機: PLFY-P36LMG7 ×2 (三菱電機) ACP-31B	2	3階賃金相談室、3階男子更衣室	○		
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (2方向)	室内機: PLFY-P45LMG7 (三菱電機) ACP-31C	1	3階女子更衣室	○		
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (4方向)	室内機: PLFY-P36EMG8 ×3 (三菱電機) ACP-31D	3	3階取調兼認定室 (1) 3階取調兼認定室 (2) 3階署長室	○		
ビル用マルチエアコン	室外機: PUHY-P280DMG7 (三菱電機) ACP-32	1	3階系統 屋上	○		7.47
ビル用マルチエアコン 天井カセット型 (4方向)	室内機: PLFY-P45EMG8 ×5 (三菱電機) ACP-32E	5	3階事務室×5	○		

(別添3-3-2)

対象機器一覧 ③

延岡労働総合庁舎

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
設備用パッケージエアコン	PUHV-P280DMJ1 (三菱電機) 冷媒R410A OAC-1 室内機: PFAV-P335DMJ1-F	1	2階機械室	○		5.10
設備用パッケージエアコン	PUHV-P140DMJ1 (三菱電機) 冷媒R410A OAC-2 室内機: PFAV-P167DMJ1-F	1	2階機械室	○		3.20
設備用パッケージエアコン	PUHV-P140DMJ1 (三菱電機) 冷媒R410A OAC-3 室内機: PFAV-P167DMJ1-F	1	2階機械室	○		3.20
給水ポンプ	エバラ家庭用給水ポンプ HPE型	1	2階機械室	○		
加湿用タンク	エバラ水道加圧装置用受水槽 HPT型	1	2階機械室	○		
全熱交換ユニット 天井隠ぺい型	LGH-N100RXV ×2 (三菱電機) HEU-1	2	2階会議室×2	○		
全熱交換ユニット 天井隠ぺい型	LGH-N50RXW (三菱電機) HEU-2	1	1階小会議室	○		
全熱交換ユニット カセット型	LGH-N35CX2 (三菱電機) HEU-3	1	3階女子更衣室	○		
全熱交換ユニット カセット型	LGH-N35CX2 (三菱電機) HEU-4	1	3階男子更衣室	○		
全熱交換ユニット カセット型	LGH-N25CX2 (三菱電機) HEU-5	1	3階賃金相談室	○		
全熱交換ユニット カセット型	LGH-N25CX2 ×2 (三菱電機) HEU-6	2	3階取調兼認定室×2	○		
全熱交換ユニット カセット型	LGH-N15CX2 (三菱電機) HEU-7	1	3階個別労働紛争相談室	○		
全熱交換ユニット カセット型	LGH-N35CX2 (三菱電機) HEU-8	1	2階女子更衣室	○		
全熱交換ユニット カセット型	LGH-N35CX2 (三菱電機) HEU-9	1	2階男子更衣室	○		
全熱交換ユニット カセット型	LGH-N15CX2 (三菱電機) HEU-10	1	2階適正検査室	○		

対象機器一覧 ④

日南労働基準監督署

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
空冷ヒートポンプエアコン	FDCZP1605H(三菱重工) PAC-1 冷媒R-32 室内機：FDTZP805SA ×2	2 (室内機)	1階事務所 (東) ×2 屋上	○	○	16
空冷ヒートポンプエアコン	FDCZP1605H(三菱重工) PAC-1 冷媒R-32 室内機：FDTZP805SA ×2	2 (室内機)	1階事務所 (西) ×2 屋上	○	○	16
空冷ヒートポンプエアコン	FDCZP1125H(三菱重工) PAC-2 冷媒R-32 室内機：FDTZP1605SA	1	1階ホール 1階屋上	○	○	16
空冷ヒートポンプエアコン	FDCZP1125H(三菱重工) PAC-2 冷媒R-32 室内機：FDTZP1605SA	1	2階ホール 1階屋上	○	○	11.2
空冷ヒートポンプエアコン	FDCZP1125H(三菱重工) PAC-3 冷媒R-32 室内機：FDTZP1605SA ×2	2	2階会議室 (北) ×2 1階屋上	○	○	11.2
空冷ヒートポンプエアコン	FDCZP1125H(三菱重工) PAC-3 冷媒R-32 室外機：FDTZP1605SA	1	2階会議室 (南) 1階屋上	○	○	11.2
空冷ヒートポンプエアコン	FDCVP805H(三菱重工) PAC-4 冷媒R-32 室内機：FDTZP805SA	1	1階署長室 1階屋上	○	○	8
空冷ヒートポンプエアコン	FDCVP635H(三菱重工) PAC-5 冷媒R-32 室内機：FDTZP635SA	1	1階リフレッシュ室 1階屋上	○		6.3
S-ラウンドフロー	SZRC63BCT(ダイキン) ACP-2 冷媒:R32 天井吊り形	1	1階伝送機械室 2階屋上	○		1.18
空冷ヒートポンプエアコン	RTYP50CT(ダイキン) ACP-3	1	2階相談室A 2階屋上	○		0.85
空冷ヒートポンプエアコン	RTYP50CT(ダイキン) ACP-4	1	2階相談室B 2階屋上	○		0.85
空冷ヒートポンプエアコン	RTYP50CT(ダイキン) ACP-5	1	2階男子休憩室 2階屋上	○		0.85
空冷ヒートポンプエアコン	RTYP40CV(ダイキン) ACP-6	1	2階女子休憩室 2階屋上	○		0.59
ルームエアコン	S28RCV(ダイキン) ACP-1 冷媒:R32 天井吊り形	1	1階相談室 2階屋上	○		
全熱交換器	VEC100BS(ダイキン) ×2 VAC250FS(ダイキン) ×3 VEC80BS(ダイキン) ×1	6	2階相談室A・B 2階男子・女子休憩室・1階相談室 1階伝送機械室	○		
送排風機	給気 3台 (FS-1~3) 排気14台 (FE-1~14) ※電気室給排気はバルト掛け	17	2階機械室 電気室 書庫 他 1階トイレ 喫煙 湯沸室 他	○		

(別添3-5-1)

対象機器一覧 ⑤

宮崎公共職業安定所

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
空冷ヒートポンプエアコン (ツインマルチ)	PUZ-ERP224KA6 (三菱電機) 冷媒: R22	2 (室内機)	1階 営業室 (12) (13) 1階外	○		4.3
空冷ヒートポンプエアコン (ツインマルチ)	PUZ-ERP224KA6 (三菱電機) 冷媒: R22	2 (室内機)	1階 営業室 (14) (15) 1階外	○		4.3
空冷ヒートポンプエアコン (ツインパッケージ)	PLZX-ERMP112H3(三菱電機) 冷媒: R32 4方向天井カセット形	2 (室内機)	1階 営業室 (18) (19) 1階外	○		2.1
空冷ヒートポンプエアコン (ツインパッケージ)	PUH-J160FK(三菱電機) 冷媒: R22	2 (室内機)	2階 特別相談室 2階屋上	○		4.0
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP50HT(ダイキン) 冷媒: R22	1	1階 営業室 (1) 2階屋上	○		1.1
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP50HT(ダイキン) 冷媒: R22	1	1階 営業室 (2) 2階屋上	○		1.1
空冷ヒートポンプエアコン	RZRP63BDT(ダイキン) 冷媒: R32	1	1階 営業室 (3) 2階屋上	○		1.2
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-35FK (三菱電機) 冷媒: R22	1	1階 営業室 (4) 2階屋上	○		1.2
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-J125FK (三菱電機) 冷媒: R22	1	1階 営業室 (5) 2階屋上	○		3.5
空冷ヒートポンプエアコン	FDCVP1405H (三菱重工) 冷媒: R32	1	1階 営業室 (6) 1階外	○		2.8
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP140LA4 (三菱電機) 冷媒: R32	1	1階 営業室 (7) 1階外	○		3.0
空冷ヒートポンプエアコン	PLZ-ERMP112H3 (三菱電機) 冷媒: R32 4方向天井カセット形	1	1階 営業室 (8) 1階外	○		2.1
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-J125FK (三菱電機) 冷媒: R22	1	1階 営業室 (9) 1階外	○		3.5
空冷ヒートポンプエアコン	RZRP140BD(ダイキン) 冷媒: R32	1	1階 営業室 (10) 1階外	○		2.5
空冷ヒートポンプエアコン	RZYP40AT (ダイキン)	1	1階 営業室 (11) 1階外	○		0.6
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-J125FK (三菱電機) 冷媒: R22	1	1階 営業室 (16) 1階外	○		3.5
空冷ヒートポンプエアコン	FDTV805H5SA (三菱電機) 冷媒: R32	1	2階 所長室 2階屋上	○		1.4

(別添3-5-2)

対象機器一覧 ⑤

宮崎公共職業安定所

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
空冷ヒートポンプエアコン	PLZ-ERMP56H3 (三菱電機) 冷媒: R32 4方向天井カセット形	1	2階 事務室 2階屋上	○		1.0
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-35FK (三菱電機) 冷媒: R22	1	2階 営業室 (1) 2階屋上	○		1.2
空冷ヒートポンプエアコン	PLZ-ERMP56H3 (三菱電機) 冷媒: R32 4方向天井カセット形	1	2階 営業室 (2) 2階屋上	○		1.0
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-35FK (三菱電機) 冷媒: R22	1	2階 営業室 (3) 2階屋上	○		1.2
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-35FK (三菱電機) 冷媒: R22	1	2階 営業室 (4) 2階屋上	○		1.2
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-J80FK (三菱電機) 冷媒: R22	1	2階 小会議室 1階外	○		2.2
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-J40SFK (三菱電機) 冷媒: R22	1	2階 休養室 1階外	○		1.2
空冷ヒートポンプエアコン	RAS-4063D (東芝キャリア) 冷媒: R22	1	1階 特別相談ブース (東) 2階屋上	○		1.2
空冷ヒートポンプエアコン	室外機: A0-C229 (富士通) 冷媒: R32 室内機: AS-C229H	1	1階 コンピュータ室 1階外	○		1.2
ルームエアコン	AS-C22G (富士通) 冷媒: R32	1	1階 コンサルティングコーナー 2階屋上	○		
ルームエアコン	AS-C22G (富士通) 冷媒: R32	1	2階 印刷室 1階外	○		
ルームエアコン	S RC28TP (三菱重工) 冷媒: R22	1	2階 和室 2階屋上	○		
ルームエアコン	MUH-V285S (三菱電機) 冷媒: R22	1	2階 更衣室 1階外	○		
空気清浄器	FJ250B201 (山武) 100V 天吊型	1	1階 営業室入口	○		
空気清浄器	SAC41T (三菱重工) × 4 天井吊り型	4	1階 営業室 × 4	○		
空気清浄器	SAC21T (三菱重工) 天井吊り型	1	1階 休憩室	○		
空気清浄器	SAC21T (三菱重工) × 2 天井吊り型	2	2階 事務室 2階 所長室	○		

宮崎公共職業安定所別館

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
空冷ヒートポンプエアコン (天井埋込形 4方向吹出し)	PUZ-RP112HA10 (三菱電機) 冷媒: R410A 室内機: PL-RP56BA6	1	会議室	○		2.5
空冷ヒートポンプエアコン (天井埋込形 4方向吹出し)	PUZ-RP224HA9 (三菱電機) 室内機: PEZD-RP224CB	1	会議室	○		

(別添3-6)

対象機器一覧 ⑥

ハローワークプラザ宮崎

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
ビル用マルチエアコン	FDTV2804HP5SA(三菱重工) 冷媒: R410A AC-1	2 (室内機)	1階営業室 西×2	○		7.3
ビル用マルチエアコン	ROB-AP2802H(東芝) 冷媒: R410A AC-2	2 (室内機)	1階営業室 中央×2	○		3+3 6
ビル用マルチエアコン	ROB-AP2802H(東芝) 冷媒: R410A AC-3	2 (室内機)	1階営業室 北東×2	○		3+3 6
ビル用マルチエアコン	FDTV2804HP5SA(三菱重工) 冷媒: R410A AC-4	2 (室内機)	1階営業室 北西×2	○		7.3
空冷ヒートポンプエアコン	ROA-AP1601H(東芝) 冷媒: R410A AC-5	1	1階 営業室 東	○		3.3
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP140LA7(三菱電機) 冷媒: R32 AC-6	1	1階 営業室 中央西	○		2.6
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP140LA7(三菱電機) 冷媒: R32 AC-7	1	1階 営業室 南西	○		2.6
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP140LA7(三菱電機) 冷媒: R32 AC-8	1	1階 営業室 南	○		2.6
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP140LA7(三菱電機) 冷媒: R32 AC-9	1	1階 営業室 南東	○		2.6
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP140LA7(三菱電機) 冷媒: R32 AC-10	1	1階 営業室 中央北	○		2.6
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP80HA6(三菱電機) 冷媒: R32 AC-13	1	1階 会議室 (1)	○		1.6
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP80HA6(三菱電機) 冷媒: R32 AC-12	1	1階 会議室 (2)	○		1.6
空冷ヒートポンプエアコン	PUZ-ERMP112LA7(三菱電機) 冷媒: R32 AC-11	1	1階 会議室 (3)	○		2.1
空冷ヒートポンプエアコン	ROA-AP1121H(東芝) 冷媒: R410A AC-14	1	1階 会議室 (4)	○		2.5
空冷ヒートポンプエアコン	ROA-AP401H(東芝) 冷媒: R410A	1	1階 男子休憩室	○		0.75
空冷ヒートポンプエアコン	ROA-AP451HJ(東芝) 冷媒: R410A	1	1階 女子休憩室	○		0.75
空冷ヒートポンプエアコン	ROA-AP451HJ(東芝) 冷媒: R410A	1	1階 印刷室	○		0.75
ルームエアコン	FDCVP505HK (三菱重工) 冷媒: R32	1	1階 システム室	○		
空冷ヒートポンプエアコン	ROA-AP451HJ (東芝) 冷媒: R410A	1	1階 助成金センター	○		0.75
空冷ヒートポンプエアコン	ROA-AP562HJ(東芝) 冷媒: R410A	1	1階 自主学習室	○		1.1

(別添3-7)

対象機器一覧 ⑦

日向公共職業安定所

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
空冷ヒートポンプエアコン	PAH-15DC (三菱電機) ACP-1 冷媒: R22	1	1階事務所 床置ハッチ型 屋上	○		5.5×2 冷媒系統 別々
ハウジングエアコン	MXZ-5621AS (三菱電機) ACP-2 室外機: MLZ-GX2822AS-IN ×2	2 (室内機)	1階0A室×2 屋上	○		
ルームエアコン	MLZ-3210S (三菱電機) ACP-3	1	1階ミーティングルーム 屋上	○		
業務用エアコン	FDCVP805H (三菱重工) 冷媒: R32 天井カセット2方向吹出ツイン 室内機: FDTZP635SA ×2	2 (室内機)	2階所長室×2 屋上	○		1.4
業務用エアコン	FDCVP805H (三菱重工) 冷媒: R32 天井カセット2方向吹出ツイン 室内機: FDTZP635SA ×2	2 (室内機)	2階管理課系統×2 屋上	○		1.4
業務用エアコン	FDCZP565HK (三菱重工) 天井カセット2方向吹出シングル 室内機: FDTWZP565S ×2	2 (室内機)	2階所長室系統×2 屋上	○		1.0
業務用エアコン	FDCZP565HK (三菱重工) 天井カセット2方向吹出シングル 室内機: FDTWZP565S ×2	2 (室内機)	2階管理課系統×2 屋上	○		1.0
ビル用マルチエアコン	PUHY-224DMG-4 (三菱電機) ACP-5 室内機: PLFY-45LMG4×5	5 (室内機)	2階会議室×5	○		4.0
空冷ヒートポンプエアコン	PL-RP45LA8 (三菱電機) ACP-6	1	2階更衣室 屋上	○		1.2
空冷ヒートポンプエアコン	FCVP805H (三菱重工) AC-1 室内機: FTZP635SA ×2	2 (室内機)	1階事務室 ×2 屋上	○		1.4
空冷ヒートポンプエアコン	FDCVP805H (三菱重工) AC-2	1	1階相談室 屋上	○		1.2
ルームエアコン	R22AES(ダイキン)	1	1階倉庫	○		
排風機	FY-08PT5(松下) ×8	8	屋外便所(男女) 1階男女便所 1階湯沸室 2階男女便所 2階湯沸室	○		
全熱交換器	LGH-100R2Z-60(三菱電機) ハッチ型 ACP-1系統	1	1階 事務室系統	○		
全熱交換器 (ロスナイ型)	LGH-25CS3 (三菱電機) 天井カセット形	1	1階相談室	○		
全熱交換器 (ロスナイ型)	LGH-15C (三菱電機) 天井カセット形	1	1階ミーティングルーム	○		
全熱交換器 (ロスナイ型)	LGH-100R2Z-60 (三菱電機) ×3 天井隠蔽型	3	2階会議室、2階事務室、 2階所長室	○		
空気清浄器	FJ220B100 (山武) 天井カセット型	1	1階相談室	○		

(別添3-8)

対象機器一覧 ⑧

日南公共職業安定所

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
ルームエアコン	R40KRX (ダイキン) 冷媒: R410A 室内機: F40ZTRXP-W	1	1階サーバー室 1階屋外	○		
ルームエアコン	SCT28X2 (三菱重工) 冷媒: R32 室内機: SRT28X2 ×4	4	1階相談室、1階リフレッシュコーナー 2階相談室、2階休養室 1階屋外、屋上	○		
空冷式マルチパッケージエアコン	FDCVP2244H (三菱重工) 冷媒R32 室内機: FDFVXP2244AG ×2	2	1階営業室系統 (東、西)	○		4.2
空冷式マルチパッケージエアコン	FDCVP1605HA (三菱重工) 冷媒R32 室内機: FDTZP1605SA ×4	4	1階営業室系統 (北東、南東、北西、南西)	○		3.7
空冷式マルチパッケージエアコン	FDCVP565H (三菱重工) 冷媒R32 室内機: FDTZP565SA ×2	2	2階管理課、2階所長室 屋上	○		1.0
空冷式マルチパッケージエアコン	FDCVP1605HA (三菱重工) 冷媒R32 室内機: FDTZP1605SA	1	2階会議室 屋上	○		3.7
送風機	BF19DSE (三菱電機) ×2 FS-1、FE-4系統	2	2階機械室	○		
送風機	#2 (テラル) ×3 FS-2、FE-1、FE-2系統	3	2階機械室、2階電気室×2	○		
送風機	BF16CSE (三菱電機) ×2 FS-3、FE-3系統	2	2階耐火書庫	○		
送風機	BF14BSE (三菱電機) FE-5、EF-7系統	2	1階印刷室、1階湯沸室	○		
送風機	BSF80SU (三菱電機) EF-8系統	1	1階女子トイレ	○		
送風機	BSF50SU (三菱電機) EF-9系統	1	1階男子トイレ	○		
送風機	BSF12ASE (三菱電機) EF-11系統	1	2階給湯室	○		

対象機器一覧 ⑨

高鍋公共職業安定所

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
ビル用マルチエアコン	RAS-GP280RSH (日立) ACP-3 室内機: RCID-GP71K2 ×4	4 (室内機)	1階会議室×4	○	○	7.5
空冷ヒートポンプエアコン (床置き)	PUHV-P450DMJ3 (三菱電機) 冷媒: R410A	1	1階事務室	○	○	15.5
ビル用マルチエアコン	PUHY-200K-C-BSG (三菱電機) 室内機: PLHY-40EK-BSG ×4 冷媒: R22 ACP-4	4 (室内機)	1階所長室、1階庶務室 1階更衣室、1階職業 指導室	○		5.5
ルームエアコン	F40KTRXS (ダイキン) 冷媒: R410A	1	1階休養室	○		
ルームエアコン	MULZ2810S (三菱電機) ACP-8 冷媒: R22	1	1階 TC室	○		
ルームエアコン	MULZ2810S (三菱電機) ACP-9 冷媒: R22	1	2階印刷室	○		
ルームエアコン	RAS-AJ36A2 (日立) 冷媒: R410A	1	1階職業指導室	○		
全熱交換器	LGH-50R6 (三菱電機)	2	1階会議室×2台	○		
全熱交換器	LGH-25R4 (三菱電機)	1	1階庶務課	○		
全熱交換器	VL1500ZX (三菱電機)	1	1階職業指導室	○		
送排風機	BF-17CSC (三菱電機)	1	湯沸室	○		
送排風機	CLFIII-U-N0.1.25 (テラルキョクトウ)	1	トイレ系統	○		
送排風機	FY-25SCF2 (松下) ×3	3	TC室、ホール系統、印刷室	○		

対象機器一覧 ⑩

宮崎地方法務局 高鍋出張所

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
空冷ヒートポンプエアコン	PAH-10DC-M (三菱電機) ACP-2 冷媒: R22	1	事務所系統	○	○	7.5
空冷ヒートポンプエアコン	PUH-J71GA (三菱電機) 増設分 冷媒: R22	1	2階窓口増設分	○		2.0
ビル用マルチエアコン	PUHY-125K-C (三菱電機) 室内機: 3台 冷媒: R22 ACP-5	3 (室内機)	2階書庫系統 室外機1台あり	○		3.75
ルームエアコン	MSZ-VS25FW (三菱電機) ACP-9 冷媒: R22 ACP-5	1	2階更衣室	○		0.65
ルームエアコン	S28ZCV (ダイキン工業) ACP-10 冷媒: R32	1	会議室右	○		0.75
ルームエアコン	S28ZCV (ダイキン工業) ACP-11 冷媒: R32	1	会議室左	○		0.75
ルームエアコン	MULZ-RX282AS (三菱電機) ACP-12 冷媒: R410A	1	休養室	○		0.75
ルームエアコン	MULZ2810S (三菱電機) ACP-13 冷媒: R22	1	湯沸室	○		0.75
全熱交換器	LGH-25R4 (三菱電機)	1	電算室系統	○		
送排風機	BF-23EFC (三菱電機) 他	5	FS-1 FE-1 FE-5 FE-6 FE-7	○		

対象機器一覧 ⑪

小林公共職業安定所

機器名	型式・仕様	台数	備考	フロン排出抑制法		
				簡易点検	定期点検	定格出力 (Kw)
ビル用マルチエアコン	FDCVP2804H (三菱重工) 冷媒: R22 室内機: FDTZP1605SA ×2	2 (室内機)	2階説明会会場×2	○	○	7.3
ビル用マルチエアコン	PUZ-ERP224KA4 (三菱電機) 冷媒: R410C 室内機: PL-ERP112BA6 ×2	2 (室内機)	1階営業室×2	○		4.3
空冷ヒートポンプエアコン	FDCXP634HAG (三菱重工) 冷媒: R410A	1	1階営業室B	○		1.1
空冷ヒートポンプエアコン	FDCXP634HAG (三菱重工) 冷媒: R410A	1	1階営業室C	○		1.1
空冷ヒートポンプエアコン	FDCVP1405HA (三菱重工) 冷媒: R32 室内機: FDTVP1405HA5S	1	1階営業室D	○		3.0
空冷ヒートポンプエアコン	RTYJ40FV (ダイキン) 冷媒: R22	1	2階会議室	○		1.2
ルームエアコン	SPK40TW2 (三菱重工) 冷媒: R32	1	2階庶務課	○		
ルームエアコン	SRC1851JD (三菱重工)	1	1階通信室	○		
ルームエアコン	SRK2222T (三菱重工)	1	2階相談室	○		
壁掛型ルームエアコン	SRK28TP (三菱重工) 冷媒: R410A	1	2階和室 (女子)	○		
壁掛型ルームエアコン	SRK28TP (三菱重工) 冷媒: R410A	1	2階和室 (男子)	○		
空気清浄機	FJ250B201 (山武) ×2	2	1階営業室×2	○		

入札説明書

「令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約」の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長 福原 正

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約

(2) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで。

(3) 履行場所

仕様書による。

(4) 入札方法

ア 入札金額は総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する人件費及び一切の諸経費を含めた金額の総額（以下「総価」という。）を入札金額とする。

ウ また、入札金額の内訳を記載した入札様式8「入札金額内訳書」を提出すること。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限って、紙入札方式によることができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でB、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (8) 入札日時時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であつて当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
 - ① 契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
 - ② 契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
 - ③ 契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
 - ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (12) 令和8年2月現在で、過去3年間以内に点検業務を元請し、空調設備機器の点検業務の実績を証明できる者であること。
- (13) 当方より緊急連絡（機器障害発生等）があつた場合に、該当官署に原則2時間以内に到着し、処置を行うことができる者であること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。

書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。

ア 提出期限

令和8年3月17日（火）17時00分

イ 提出先

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、宮崎労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出すること。

- (1) 競争参加資格確認関係書類（入札参加届等）の提出期限

令和8年3月25日（水）17時00分

- (2) 提出書類

ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

(ア) 入札参加届（兼自己申告書）（入札様式1）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）

(エ) 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては復代理人による入札は認めない。

(オ) 業務履行実績証明書（入札様式6：契約書（写）を添付すること）

(カ) 拠点所在地一覧表（入札様式7）

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

(ア) 電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札様式3）

- (3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記（2）アに示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記5（1）イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

- (1) 提出期限

令和8年3月25日（水）17時00分

- (2) 提出書類

ア 入札書（紙入札方式による場合、入札様式4-1）

入札書に記載する金額は、直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと

イ 入札金額内訳書（入札様式4-2）

ウ 委任に関する届出書（紙入札方式用）（入札様式5）（代理人により紙入札する場合のみ）

エ 紙による入札で、再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「〇回目」と記入

し、何回目の入札書か分かるようにする。

(3) 提出方法及び提出場所

上記6(3)と同様とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和8年3月26日(木) 14時00分

(2) 開札場所

宮崎労働局総務部総務課会議室

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。

(ア) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(イ) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。

(ウ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

(エ) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状(既に提出済の場合を除く。)を提示又は提出しなければならない。

(オ) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 上記6 (2) ア (ウ) の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 再度入札

(ア) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

(イ) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。

(ウ) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

ウ 「契約書（案）」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。

(5) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

11 入札等に関する問い合わせ先

〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

◎ 様式等

- ・入札参加届（兼自己申告書）入札様式1
- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿 入札様式2
- ・電子入札案件の紙入札方式での参加について 入札様式3

- 入札書（紙入札方式用）入札様式4－1
- 入札金額内訳書 入札様式4－2
- 委任に関する届出書（紙入札方式用）入札様式5
- 業務履行実績証明書（契約書（写）を添付すること）入札様式6
- 拠点所在地一覧表 入札様式7

入札参加届（兼自己申告書）
【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、宮崎労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 1 入札件名 令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
- (1) 令和7・8・9年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）
【 役務の提供等 】 の等級 () 等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 入札参加届等書類（証明書等）及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がない。 はい ・ いいえ
- (6) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けていない。
また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。 はい ・ いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ
- (8) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した委託事業において、信頼関係を築くことが困難であって当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。 はい ・ いいえ
- (9) 令和8年2月現在で、過去3年間以内に点検業務を元請し、空調設備機器の点検業務の実績がある。 はい ・ いいえ
- (10) 宮崎労働局より緊急連絡（機器障害発生等）があった場合に、該当官署に原則2時間以内に到着し、処置を行うことができる。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- ①資格審査結果通知書（厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格）の写し
②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）
③業務履行実績証明書（入札様式6：契約書（写）を添付すること）
④拠点所在地一覧表（入札様式7）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

届出人

住 所

名 称

入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約

2 電子調達システムでの参加ができない理由

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称

入札有資格者氏名

私は、宮崎労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

1 委任事項

- (1) 入札書の記入に関する事項
- (2) 入札書の提出に関する事項
- (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約」の入札事案について委任する。

入札書（紙入札業者用）

調達件名 令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器・
保守・点検業務委託契約

入札金額 ￥

（消費税及び地方消費税は含まない。）

電子くじ

--	--	--

 番号

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名又は
代理人の氏名

備考 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の3桁を記載すること。

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

業務履行実績証明書

契約件名	
発注機関名	
契約日	
契約金額	
契約履行場所（名称）	
契約期間	

※記載した業務について、契約書（写）を添付すること。

住所
商号又は名称
代表者氏名

入札金額内訳書

調達件名:令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備
機器保守・点検業務委託契約

No.	名称	金額(税抜)	うち人件費(円)
1	宮崎労働局		
2	宮崎労働基準監督署		
3	延岡労働総合庁舎		
4	日南労働基準監督署		
5	宮崎公共職業安定所		
6	ハローワークプラザ宮崎		
7	日向公共職業安定所		
8	日南公共職業安定所		
9	高鍋公共職業安定所		
10	宮崎地方法務局 高鍋出張所		
11	小林公共職業安定所		
合計(税抜)			

※金額の合計額は、入札書に記載する金額と一致すること。

事業所名: _____

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2121

契 約 書 (案)

1. 件 名 令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約
2. 履行期限又は契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
3. 契約金額 金〇〇〇〇〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇〇円)
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、100分の10を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）を消費税額及び地方消費税額として支払うものとする。
4. 履行場所 仕様書のとおり
5. 契約保証金 免除

支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長 福原 正（以下「甲」という。）と支出負担行為担当官 宮崎地方法務局長 〇〇〇〇（以下「乙」という。）（甲及び乙を以下「甲等」という。）と〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約（以下「業務」という。）に関し、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書三通を作成し、甲等と丙が記名押印の上、甲等及び丙が各一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号
支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 福原 正

乙 宮崎県宮崎市別府町1番1号
支出負担行為担当官
宮崎地方法務局長 ○○ ○○

丙

契 約 条 項

(信義誠実の原則)

第1条 甲等及び丙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 丙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲等は丙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、丙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、甲等の負担とする。

(再委託)

第4条 丙は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

2 丙は、業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲等に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りでない。

なお、この場合に丙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、丙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 丙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲等が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 丙は、再委託先を変更する場合は、様式2により甲等に再委託に係る変更承認申請書を甲等に提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り丙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係にある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 丙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式3により甲等に提出しなければならない。

2 丙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により様式4により甲等に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲等は本契約の適正な履行の確保のため、丙に対して説明を求めるものとし、丙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲等は、丙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲等がその超過分の損害につき丙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 丙は、天災地変その他丙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲等に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲等は、その事由が正当であると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲等は、本契約の履行に関し、甲等の指定する監督職員に丙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 丙は、前期（令和8年9月30日まで）と後期（令和9年3月31日まで）を区分し、それぞれ作業実施報告書（任意様式）を作成することとし、各期の委託業務を完了したときは、これを甲等に提出して作業状況を報告しなければならない。

2 甲等は、報告を受理したときは、その内容を検査し、10日以内に合格又は不合格を丙に通知するものとする。

3 検査のために必要な人員及び費用は、すべて丙において負担すること。

(契約金額の支払)

第10条 丙は、前条第2項の検査に合格した場合は、前期と後期にそれぞれ契約金額の100分の50に当たる金額をもって、甲等に支払請求書を提出するものとする。

2 甲等は、前項の規定により丙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第 11 条 甲等は、自己の責に帰すべき事由により、前条第 2 項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として丙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 12 条 丙は、甲等の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 丙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲等に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 丙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 丙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(契約の解除等)

第 14 条 甲等は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 丙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲等は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲等は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を丙に納付させるものとする。

3 丙が前項に規定する違約金を甲等の指定する期日までに支払わないときは、丙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならない。

4 第 2 項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲等がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第 15 条 天災その他不可抗力又は甲等丙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、丙は当該契約を履行する義務を免れ、甲等は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 丙は、自己の責に帰すべき事由により甲等に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲等が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 丙は、本契約の履行に着手後、第 14 条第 1 項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲等の意思表示があった日から 10 日以内に、甲等にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲等は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 17 条 甲等は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 丙又は丙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（丙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 丙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲等が契約に際し当該書類を求めている場合は除く。

(4) 丙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第 3 項の規定による報告を行わなかったとき。

2 丙は、本契約に関して、丙又は丙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲等に提出しなければならない。

3 丙は、第 1 項第 3 号又は第 4 号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲等に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 18 条 丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲等が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲等の請求に基づ

き、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）丙又は丙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

（5）前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 丙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 丙が第1項に規定する違約金を甲等の指定する期日までに支払わないときは、丙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲等がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第19条 甲等は、丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 20 条 甲等は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 21 条 丙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 丙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 22 条 丙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲等は、丙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 23 条 第 19 条、第 20 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において甲等は、これにより丙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、丙は、甲等に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 24 条 丙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲等に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 25 条 丙は、丙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政

処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲等に報告する。

(厚生労働省法令違反に係る契約解除)

第26条 甲等は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、丙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 丙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 丙が本契約締結以前に甲等に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 丙が、丙又はその役員若しくは使用者が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省法令違反に係る違約金)

第27条 前条の規定により甲等が契約を解除した場合、丙は、違約金として、甲等の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額)の100分の10に相当する額を甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

2 丙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 丙が第1項に規定する違約金を甲等の指定する期日までに支払わないときは、丙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲等がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(契約の内容に適合しない場合の措置)

第28条 甲等は、第9条に規定する検査に合格した納入後において、当該納入が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に

(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を丙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求ことができ、丙はこれに応じなければならない。なお、甲等は、丙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲等の選択に従い、甲等の指定した期限内に、丙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲等は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、丙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 丙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第29条 本契約条項又は本契約に定めのない事項若しくは契約条項の解釈について紛争又は疑義が生じたときは、甲等丙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第30条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条、第13条、第14条第2項、第16条、第17条、第18条、第21条、第23条、第27条、第29条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和 8 年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委任する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委任する相手方の業務の範囲
3. 委任を行う合理的理由
4. 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和8年度 宮崎労働局管理各官署における空調設備機器保守・点検業務委託契約に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

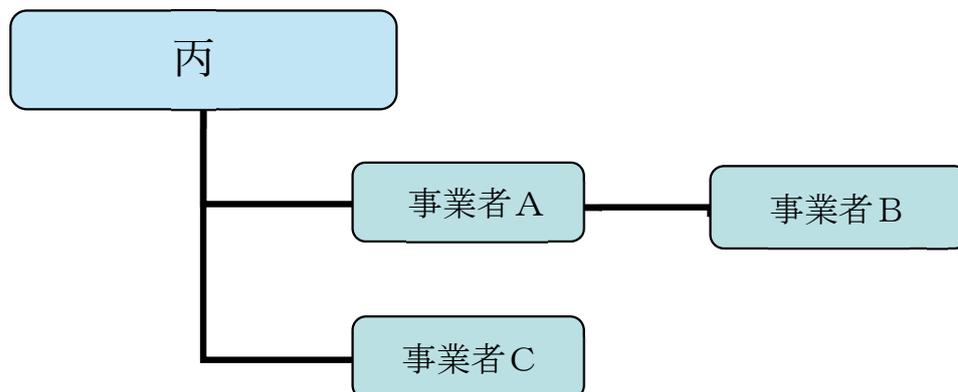
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	〇〇県〇〇市		
B			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図